



令和7年3月6日

報道機関 各位

「ラーメン県そば王国やまがた」ロゴマークをぜひご活用ください！ ～ロゴマーク等使用管理要綱および使用マニュアルの制定について～

「ラーメン県そば王国やまがた」の取組みについて、県と関係機関がより一体となってオール山形で推進する機運を高めるとともに、県民の皆様をはじめ、国内外の多くの方に山形のラーメン・そばに親しんでいただけるよう、令和6年12月に「ラーメン県そば王国やまがた」の公式ロゴマークを決定および公表したところです。

この度、ロゴマークやキャッチフレーズ「ラーメン県そば王国やまがた」を適切に使用いただくために、「ラーメン県そば王国やまがたロゴマーク等使用管理要綱」及び「ラーメン県そば王国やまがたロゴマーク使用マニュアル」を制定しました。つきましては、麺類事業者をはじめとした民間企業等に広く使用していただけるように、周知について御協力をお願いいたします。

使用に関する主な事項

- 山形県にゆかりのあるラーメン・そば等の麺類の認知度向上及び麺類を活用した観光誘客に資する取組みのために使用することができます。
- ロゴマークの改変は禁止します。
- 使用料はかかりません。
- 使用に際しては、原則として事前に申請手続きが必要です。
- 報道機関が報道の目的で使用する時、県又は地方公共団体が広報の目的で使用する時は、申請手続きを省略いただけます。
- 詳細は、「ラーメン県そば王国やまがたロゴマーク等使用管理要綱」及び「ラーメン県そば王国やまがたロゴマーク使用マニュアル」を御覧ください。



【問合せ先】

山形県観光文化スポーツ部観光交流拡大課
課長補佐(観光プロモーション担当) 大山
TEL : 023-630-2580 FAX: 023-630-2367
〔報道監〕観光文化スポーツ部次長 丸子